



No. 26

(関西)共産主義者同盟政治機関紙

編集発行人 岡 誠
連絡先 京都市左京区
一乗寺釈迦堂町8 西沢
昭昌方 誠
TEL 京都 (78) 6789
料 金 半年分(12回)
200円(郵送料込み)

四・一七反動派の結束を

のりこえ、五月闘争で

一切の反動を粉砕せよ!!

政治治安立法―新暴力法を阻止せよ!
日韓会談阻止、憲法闘争へ体制を再整
備し、メーデーを突破口に五月闘争へ
前進せよ!!

烽火

四・一七ストの挫折は、進行し
つある反動化のあらたな段階で
ある。そしてあらゆる諸政治分派
が公然と、大衆的その分派の利害
をかねて活動を開始したなか
で、全国民的団体的組織「ブルジョア」の
方針が集中されるであろう局面が
客観的に準備されようとしてい
る。

(1) 第26号

池田体制の歴史的な命題は、日
韓会談の遂行として集約され、高
度成長策の破綻と、その手直し
政策の行方にも、ブルジョアに
対しては池田内閣の命題遂
行のために大目に見なければなら
ない。他方金融市場支配も、選別投
資の強化方式から公定歩合の大幅
引上げへと実質的に後退した形で
転換を余儀なくされ、株式市場に
混迷・停滞(それは資本市場に
たいするブルジョアの暗い不
安感をよびおこした)と戦後最大
の中小企業倒産と不渡り発生、そ
のなかで、急進的な金融引締め政
策の効果を対しての阻害要因に転
じている。一方における独占化し
ていく大企業と、一方における独
占的結束としてあらわれた。ブル
ジョアにたいしては、むしろ問題
であったのはこれらの矛盾の調停
を強めていく。資金規制と合理化
の極限を解決する政策の展開は
ますます深刻なものとしてあら
われ、日韓、憲法改定は日本資
本主義の危機をあらに深刻である。

メーデーアピール

日共・民同の歴史的裏切りをのりこえ
新暴力法粉砕・日韓、憲法闘争へ!

4・17闘争のストライキへの決意と献身的活動で、日本労働者階級の戦闘的精神を体現した公労協労働者諸君。資本の日々の搾取と重圧の下に苦闘している全日本の労働者諸君。われわれの闘いは支配階級のいかなる抑圧に対しても、不死鳥のごとくその姿を現わす。われわれは階級社会の隅々から資本家階級に対する、ブルジョア国家に対する闘いの烽火を上げ、闘いのますます広がる団結によって彼らを恐怖させ、彼らを打ち倒し、遂には労働者の権力を樹立せずにはやまない。1889年、アメリカ、シカゴの労働者のストライキに始まったメーデーは、今われわれの旗に日本帝国主義打倒と印されねばならない。

日経連とその宣伝人商業新聞は「大人になったメーデー」「楽しい国民的な行事、メーデー」と階級の融合と非敵対性を、ありつたけの讃辞をもってはやしたてる。だがわれわれにとってメーデーは資本家の慈愛なる精神によって与えられた行事ではなく、支配階級が良識ある国民の仮面の裏で行っている労働者の抑圧に対する闘いである。事実、4・17闘争を資本家政府は公務員、公労協のスト権剝奪をテコに抑圧し、国民の名でその抑圧を正当化した。そして今、新暴力法で労働運動一切の大衆運動に対する弾圧の強化を謀っている。5月1日は何よりもまずこれを葬り去る闘いとならねばならない。

だが4・17を政府への屈服で裏切った総評民同は、メーデーを「国民的立場」から、資本家との平和のうちに、できるだけ早く終ることを至上命令として実行してきた。だがわれわれは、資本の労働者階級への抑圧の勢力としての国民に対し、全労働者階級の解放の要求を掲げることによって資本家政府との敵対を明らかにする。日共は4・17に小ブルジョアの要求を国民の名でもって姿を現わし、その下への労働者の結束を呼びかけたが、われわれは職場における資本の搾取と重圧に対する闘いと、ブルジョア国家に対する闘いの下に、全労働者の結束を勝ち取って行く。そして4・17の民同と日共の裏切りと反階級性が、今メーデーを前に責任のなすりつけと機関での党派闘争にある時、われわれは緊急の任務、新暴力法粉砕を中心に、合理化反対、改憲阻止、日韓会談反対の闘いを職場に強く打ち樹てることによって打ち砕かねばならない。

全労働者諸君、4・17の民同の屈服を転機に、資本家政府は新たな反動攻勢の体制をとり出した。4・17ストに怯えた彼らは、今新暴力法を弾圧の兇器として用意している。職場では労働強化と配置転換、首切り、職制のしめつけが日々倍化されつつある。そして反動の結束は、6月憲法最終答申、日韓会談による韓国労働者人民の抑圧、憲法改定による一切の労働者の運動の根絶に向けて進んでいる。今や一世紀にわたる日本労働者階級の闘いと未来への要求は、この攻撃を打倒してのみ切り開かれることができる。

4・17闘争を準備した全活動家諸君、各職場のメーデー実行委員会を闘争委員会とし、大担に職場の要求をとり上げ、反動攻勢を暴露し、すべての創意を工夫して闘いをメーデーに持ち込もう。闘いの前をみない民同、日共の機関争いをこえて、直ちに闘いの体制を職場に確立しよう。新暴力法粉砕、6月憲法最終答申阻止、日韓会談粉砕、一切の合理化反対、電通首切り法案粉砕、4・17闘争を資本家政府の反動抑圧政策に対する闘いへ。

四・一七ストに
かけられた意義
四・一七が接近するにつれ、国家のあらゆる機関が、社会のあらゆる階級の手にもたれた。労働者大衆の階級が、そしてすべての政
党、潮流が、自生的あるいは目的意識的に、登場し、また、その
態勢をとった。このことは、公労
協ストが現存支配階級におよぼす
解体的な作用力(これまで貫徹の
あるものはほとんどなく)を、
定する次元が、大衆自身の闘いか
ら国会の枠内に押しもどされ、そ
のヘゲモニーは政府の手に移った
ことを意味する。政治攻勢の前面
化(暴力処罰法、電通首切り法等)
である。

年の野田豊油の争議と、戦前の農
民運動、水平運動、労働争議の際
に必ずもたらされた「治安法」で
あり、戦後も三浦闘争のなかで八
十七件をはじめ、国労、全通など
ほとんどの組合における組合活動
家に対する弾圧がこの法律をた
てにおこなわれている。これらは
いずれも「労働運動にともなう暴
力的犯罪」として「処罰法」
の拡大によってつくりあげられた
事件である。まさにこの「処罰法」
は、日本の農民、労働者階級の歴
史的な犠牲の血潮に染めあげられ
た、ながい圧制と支配の道具であ
る。今回の改憲は、さらに常習
者に対する処分強化、保釈の取
消を中心とした権力機構の直接支配
をみせに「新暴力法」が
その間隙をぬぎあらわれた。闘
発する暴力事件を容認的な口実と
「暴力行為等処罰に関する法律」
の改悪がそれである。しかし、こ
この法が、暴力団用のものでない
ことは、これまでの法律自身
の歴史が物語っている。

公労協スト中止の諸問題

春闘論評

春闘が公労協半日スト方針を提
起して以来、スト実現に内包され
ていた日本労働運動を反階級的運
動に解放する道は、スト中止によ
ってひたすら後退し退いた。国家
の支配階級は無傷であった。政府
もマスコミも、民同も共産党も、
スト中止を喜び、歓迎した。彼ら
は、その各自はどつどつであれ、い
ずれも日本労働者階級を国家に反
逆させることなく、国家支配下に
統括されたこと、共通の利益を
見出したのである。これは、既成
の運動のくさりきった茶番であ
る。だが、労働者階級を裏切るも
の自分自身を裏切る。共産主義
と戦闘的労働運動をならわわれ
ればやがて彼らの「裏切ること」
できる地位を粉砕するであろう。

